主な契約項目と記載のポイント（※一般的な契約項目は除外）

本書では、PPA事業実施にあたり締結する契約内容について、主な項目と記載のポイントを紹介しています。併せて、色々なパターンの文例も掲載しておりますので、契約書作成の際の参考としてください。

実際の契約締結に際しては、事前に顧問弁護士等に契約内容を確認してもらうことを推奨します。また、公募の段階で、審査委員会メンバーに弁護士を含め、事業内容についての意見を聴取することも一案です。

※用語について

・自治体を「甲」、事業者を「乙」として記載

・「設備」とは、太陽光発電設備と供給に必要な付帯設備（電力量計やパワーコンディショナ、配線ケーブル等）を指す。蓄電池を導入する事業においては、蓄電池設備も含む。

【契約の目的】

目的（電力供給に関する内容）を記載します。

（例）

・本契約は、乙が設置した設備において発電した電力を甲が所有する施設で使用する電力の需要に応じて供給することを目的とする。甲は乙より供給された電力の対価を乙に支払うものとする。

【前提】

前提条件を記載します。設備の設置容量や発電量に係る事項が記載されている仕様書を、前提に示す例があります。なお、契約締結前に協定書を締結する自治体においては、協定書の内容を遵守するとする例もあります。

（例）

・甲及び乙は、本契約の履行にあたり、「〇〇事業」に関する仕様書（令和〇年〇月〇日公開）の内容を遵守しなければならない。ただし、甲と乙の協議による合意の上、内容を変更する場合は、この限りではない。

・甲及び乙は、本契約の履行にあたり、「〇〇事業」に関する協定書の内容を遵守しなければならない。

【設備設置場所】

設備を設置する施設を記載します。

（例）

・設備を設置する施設は〇〇とする。

・設備を設置する施設は別紙〇のとおりとする。

【電力供給】

電力供給の内容を記載します。停電時の電力供給体制も含め、どの用途でどこに電力供給するかを事業者と協議し、必要に応じて記載しましょう。電力供給量が想定に満たなかった場合の対応もあらかじめ定めておくことが望ましいです。

（例）

・乙は、設備を用いて発電した電力を○○（施設名）へ供給する。

・乙は当該施設への電力供給の安定に努めなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、乙は電力供給の停止又は利用制限を行うことができる。

（１）設備に故障が生じたか、生じる恐れがある場合

（２）その他乙が保安上問題があると認めた場合

・乙の都合により電力供給量が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合は、乙は、これによって甲が受けた損害について賠償の責任を負う。なお、天候不良やその他不可抗力による場合はこの限りではない。

・災害時等、系統電力からの電力供給が停止した場合、発電設備の自立運転を行い、当該施設への電力供給を行うものとする。

・甲が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、甲に帰属するものとする。

【電気料金の算出及び請求】

電力単価と請求について記載します。契約時点で電力単価を定めることができない場合は、別途覚書で定める例もあります。

なお、リスク回避のため電力単価は原則固定とし、そのうえで著しい物価変動等が生じた場合のみ単価変更協議を行うことが妥当と考えられます。

（例）

・設備から施設に供給した電力のうち、施設にて消費した電力量の単位は１kWhとし、その端数は小数点第一位で四捨五入する。料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は小数点第一位で切り捨てる。

・乙は、電気料金の検針日において、前回の検針日から当該検針日の前日（契約期間終了後の請求においては契約期間の終日）までの間に、設備が発電した電気のうち甲が消費した電力量を算定し、これを基に次の算出式を適用して甲が乙に支払う料金を算出する。

電気料金＝ 電力単価〇〇円/kWh ×消費電力量（kWh）

・甲は乙に対して、使用電力量に別途覚書で定める電力単価を乗じて得た額を支払うものとする。

　・検針日は毎月設定し、乙は算出された料金について甲に請求書を交付し請求する。

【電気料金の支払い】

電気料金の支払期日について、自治体の規定に即して記載します。

異議の申し立てについても記載しておくとよいでしょう。

（例）

・甲は、乙から第〇条の規定により請求書を受理し、内容を確認の上異議がないと認めるときは、 請求書を受理した日から起算して〇日以内に乙が指定する口座に支払わなければならない。

　・甲は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払を遅延した場合には、乙に対し、第〇条の支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき、財務大臣が定める割合により算定した延滞金を支払う。

　・甲は乙の請求内容に疑義がある場合、請求書を受領してから〇日以内に乙に対して異議を申立てることができるものとし、甲乙協議によりこれを解決する。

【行政財産使用許可又は賃貸借に係る規定】

施設及び土地を事業者に使用させるためには、行政財産使用許可の取得を求める場合（地方自治法第二百三十八条の四第七項に基づき行政財産の使用を認める場合）と地方自治法第二百三十八条の四第二項第四号に基づき事業者に屋根又は土地を貸し付ける場合の２通りが考えられます。前者は、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲で一時的に使用を許可するものです。一般的に短期間での更新手続きが必要となる他、自治体による一方的な許可取消しによる事業者の損失が保証されないため、事業者にはややリスクが高いと受け取られます。後者は、余裕部分の貸付を行うものであり、自治体都合（当該部分を公共用に供するため）により契約を解除された場合、事業者は損失補償を求めることができると地方自治法で定められています。

いずれの場合も、使用料は結果的に自治体が事業者に支払う費用に上乗せされるため、減免措置をとることが望ましいですが、自治体によっては、議会での承認が必要であったり、条例の変更が必要となったりするため、事情に応じて判断しましょう。

（例）

［行政財産使用許可］

・乙が施設に設備を設置し、稼働するにあたり、甲から行政財産使用許可を受けることとする。乙は、（自治体の条例又は規則名称）に基づき、〇年毎に申請手続きを実施するものとする。

　・施設の使用にあたって必要となる使用料は、（自治体の条例又は規則名称）によるものとし、乙は甲の請求に基づき負担することとする。

　［賃貸借］

・甲は、本契約期間中、別紙に示す施設屋根及び土地を、太陽光発電の用に供するために乙に賃貸し、乙は（自治体の条例又は規則名称）で定める賃料を甲に支払うものとする。

【設備の帰属と租税の負担】

設備の帰属と租税の負担について記載します。

→パワーコンディショナや蓄電池等の電力が該当します。

→パワーコンディショナや蓄電池等の電力が該当します。

→設備の保守・管理は基本的に乙が行うものですが、甲に過失があった場合の対応や、甲が設備を保護する旨を記載することが望ましいです。

→設備の保守・管理は基本的に乙が行うものですが、甲に過失があった場合の対応や、甲が設備を保護する旨を記載することが望ましいです。

→設備の保守・管理は基本的に乙が行うものですが、甲に過失があった場合の対応や、甲が設備を保護する旨を記載することが望ましいです。

→設備の保守・管理は基本的に乙が行うものですが、甲に過失があった場合の対応や、甲が設備を保護する旨を記載することが望ましいです。

（例）

・甲と乙とは、設備は建物に付合することのない独立の動産であり、設備の所有権が

乙に帰属し続けることを確認する。

・乙は、設備に課税される公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。

【設備の管理】

設備の管理について記載します。設備の定期点検等の保守については、設備の所有者である事業者が責任を持って実施するものであり、自治体は事業者が支障なく保守点検を行うことができるよう協力します。

また、施設の電気主任技術者が選任されている場合、設置する設備についても兼任させる場合と、事業者側で別途選任又は外部委託する場合があります。電気事業法及び関連する政省令・告示・内規等の規定を遵守し、対応を決定します。自治体、事業者、施設及び設備の電気主任技術者間で、予め責任分界点及び費用負担等について申し合わせを行うことが必要です。なお、50kW未満の太陽光発電設備の場合は、電気事業法における主任技術者の選任は免除されますが、技術基準適合義務は生じますので電気の専門家による保守点検は必要です。

（例）

・乙は、設備を正常に運用できるよう、定期点検等の保守および保全の一切を行い、設備が故障した場合、設備を正常な状態に回復させるものとする。乙は、設備の保守・保全のため、甲の事前の承諾を得て、必要な範囲で甲の敷地・建物に立ち入ることができるものとする。設備に関する保守、保全および補修に関する費用は、乙が負担するものとする。

・乙は、乙の負担により設備の維持管理を行い、点検、調整等により常に安全な状態で電力の供給を行うとともに、善良なる管理者として物件を使用し、甲の業務に支障を生じさせないものとする。

・甲は、乙による設備の点検及び保守に協力するものとし、自ら所有する他の資産と同様に、設備を保護する管理義務を負う。甲は、設備に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。

　・設備が故障した場合は、乙は直ちにこれを修理し、設備が故障する前の状態に回復させなければならない。その際に発生する費用は、乙が負担する。

　・設備の故障が、甲の故意若しくは過失又は甲の管理する物件内へ入った者による故意若しくは過失を原因とする場合は、修繕に要する費用は甲の負担とする。また乙又は乙が委任する者の故意又は過失を原因とする場合は、乙の負担とする。

　・甲が委託している施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努めること。

【保守等の代行実施】

第三者に保守を委任することについて記載します。

（例）

・乙が実施する設備管理の内、その点検、調整及び修理については、乙は乙の指定する者に委任し、又は請け負わせて行うことができる。

　・第〇条の規定により乙以外の者に設備の点検等を行わせる場合は、緊急に修理を行う場合を除き、乙はあらかじめ甲に次の事項を通知し、その承諾を得なければならない。

（１）委任し、又は請け負わせる内容

（２）委任し、又は請け負わせる相手

【設備の一時撤去に係る取決め】

自治体が公共施設又は土地の運営上の都合（屋根の改修等）により、設備の一時的な運転停止及び一時撤去を行う場合の対応について記載します。

（例）

・施設の運営上特に必要と認められる措置を行うため、甲が乙に対して書面等で協力を要請したときは、乙は甲の当該要請に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、 保管、再設置に関する一切について事業者負担にて応じることとする。ただし、運転期間中に２回以上当該要請を行った場合の費用負担については、甲乙間で協議のうえ決定することとする。

・甲は乙に対して発電量の補償は行わないこととするが、本設備の運転停止等の期間が〇週間以上にわたる場合は本設備の運転期間には含まないこととし、契約期間の変更について甲乙間で協議することとする。

・甲は乙に対して発電量の補償は行わないこととするが、本設備の運転停止等の期間が〇か月以上にわたる場合は、甲は乙に対し、当該期間中に本来乙が得られるべき金額を支払わなければならない。

【設備の消費電力に係る費用】

パワーコンディショナ等の設備自体が消費する電力の費用負担について記載します。

甲の負担とすることが一般的です。

（例）

・電源を必要とする設備が消費する電力に係る費用は、甲の負担とする。

【設備等損傷への対応】

自然災害等により設備が損傷し、電力供給ができなくなる場合に備えて、保険への加入を求める内容を記載することを推奨します。また、台風や突風により設備の一部が飛散することにより施設や第三者に損害を与える可能性もあります。

工事の際に施設を損傷するおそれもあります。工事の影響で、時間が経ってから雨漏り等が発生する可能性もあります。

そうした事態への対応のため、火災保険、地震保険、賠償責任保険（又はそれらと同等の補償内容の保険）への加入が想定されます。

災害等による設備損傷により、契約の履行が不能になった場合の対応についても記載します。

（例）

・乙は、契約期間中、設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する設備の損傷等又は甲若しくは第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

・契約期間中に、施設に雨漏り等が生じた場合には、乙は原因究明に協力する。雨漏り等が乙による設備設置に起因する場合には、乙の負担により速やかに修復すること。

・天災地変など甲乙どちらの責にも帰することができない事由により本契約の履行が不能もしくは一部不能になった場合は、甲乙協議の上、解決する。

【禁止事項】

甲乙両者の禁止事項について記載します。

　（例）

・乙は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

（１）施設の現状を変更すること

（２）施設の上に設備以外の物を設置すること

（３）施設において、甲に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること

（４）施設を甲及び乙の活動目的以外の用途に使用し、又は、施設を公序良俗に反しもしくは甲が不適当と認める目的に使用すること

・甲は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に乙の書面等による承諾を受けた場合は、この限りではない。

（１）設備に対して影となる障害物を設置する等、乙による太陽光発電事業の売電量減につながることが想定される行為を行うこと

（２）設備に第三者を立ち入らせること

【契約期間】

契約期間を記載します。設備の設置や撤去に掛かる期間も含めた期間とします。施設ごとに電力供給期間が異なる場合は、別紙にまとめる例があります。

電気の供給を受ける契約については、地方自治法第二百三十四条の三により長期継続契約を締結することができるとされており、契約期間の上限については定めがありません。

しかし、PPA事業内容には設備の設置及び維持管理が含まれることから、自治体個別の解釈により、自治体の定める長期継続契約に関する条例を適用すべきとの判断が為される可能性があります。その場合は、契約期間に上限が定められていることが多いため、次のような対応が必要になります。

①条例の改正：市長が認める契約については、契約期間の上限を設けない内容に変更します。

②契約期間の短縮：電力単価を上げることで、事業者が投資回収に要する期間を短縮し、契約期間を短くします。（条例で上限が定められている場合以外にも、長期間の契約に不安があり、電力単価の許容限度額に余裕がある場合には検討すると良い手段です。）

③契約更新による対応：一定期間ごとに契約更新を行うこととします。ただし、事業途中で事業者の変更や事業条件の変更のリスクがあるということなので、事業者からの提案を受けにくい傾向にあります。

（例）

・本契約の期間は、本契約締結日からはじまり、電力供給開始日の20年〇か月後までとする。電力供給の期間は、電力供給開始日の20年後までとする。

・本契約の期間は、本契約締結日から最長○○年間とする。売電開始日及び契約期間満了日は、甲乙で協議し、決定する。

　・本契約において乙が管理する設備から電力を供給する期間及び供給先施設を別紙〇に定める。

・本契約の期間は、本契約締結日から５年間とする。契約期間終了〇ヶ月前から甲乙協議を実施し、原則として同一条件で契約を更新するものとする。

【契約の解除等】

契約期間満了前に契約を終了する場合の内容を記載します。

事業者の解散等が理由である場合、設備が担保に入っていると、債権者（金融機関）が担保権を行使して設備の売却等を行う可能性があります。自治体としては担保提供を継続したまま別事業者に事業承継させることが望ましいと思われますので、担保権設定契約がなされる段階で、その点について金融機関と合意しておくと良いでしょう。

また、使用している機器のメーカーが契約期間中に解散する可能性もあります。その場合メーカー保証が受けられなくなったり、機器の修繕・更新に支障が出たりするおそれがあります。その場合は、事業者の責任で、当初提案と同等内容の事業を実施することを定めておくのも良いかもしれません。

自治体の責で契約解除する場合は、事業者から補償を求められることが想定されますので、事後の紛争化を避けるためにもあらかじめ補償内容について合意しておくことが望ましいです。

なお、国等の補助金を活用して導入した設備の場合、法定耐用年数の経過前に契約を終了する際には注意が必要です。環境省補助事業の場合、設備取得から10年以上経過しており、その後自治体が無償譲渡を受けて引き続き公共の事業に使用するケースであれば承認されますが、そうした一部のケースを除き補助金の返還を命じられることになります。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条では、補助事業により取得した財産を各省各庁の長の承認を受けずに担保に供してはならないと定めていますが、環境省では、補助財産を取得する際に当該補助財産を取得するために担保に供する場合は承認しています。ただしその場合、担保権が実行される際に、財産処分納付金を国庫納付する必要が生じます。

　（例）

・甲又は乙は、やむを得ない事情により契約期間の満了前においてこの契約を終了させようとするときは、終了させようとするときの〇ヶ月前に書面によって相手方に通知することにより、第〇条の規定にかかわらず契約期間を終了させることができる。

・甲の責に帰すべき事由により本契約を解除する場合、甲は乙に対し、契約期間が継続していれば本来得られるべき金額を支払わなければならない。

・乙の責に帰すべき事由により本契約を解除する場合、契約終了時点で乙から甲に設備等の所有権が移転する。ただし、乙が解散した場合等の設備の取り扱いについては、乙の債権者たる金融機関との間の担保権の定めに従うものとする。

・甲が事業期間中に当該公共施設の移譲や売却などを行う場合は、本契約と同等の条件でPPA事業を継続することを条件として移譲等を行うほか、必要に応じて太陽光発電設備を移設する他の公共施設を提示し、自治体が移設費用の全部を負担する。移設後の契約条件については自治体と事業者で協議のうえ定める。

・当該施設での事業継続が困難になった場合には、甲乙協議のうえ設備を移設して事業を継続するか否かを判断する。移設費用の負担についても甲乙協議のうえ決定する。

【契約終了時の設備の扱い】

契約終了後の設備の取り扱いについて定めます。設備を事業者が撤去する、自治体へ譲渡する、設備はそのままに契約条件を見直して再契約を行う等の選択肢があります。

契約時点では対応を明記せず、契約満了〇ヶ月前に協議する、と定める例もあります。その場合も、事業者に撤去費用の積立を求めておくと良いでしょう。協議の結果譲渡とする場合も、当該費用を譲渡時の設備の補修等費用に充てることが考えられます。

　撤去する場合は、環境省が策定している『太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン』に基づき適切にリユース・リサイクル等の処理を行うよう定めましょう。

（例）

・契約期間満了時、乙は建物から設備の一切を撤去し、建物を原状に回復したうえで甲に明け渡すものとする。ただし、契約期間満了の〇か月前から契約期間満了時までに、本契約終了時の設備の扱いについて、甲から乙に対して何らかの申し出があった場合には、設備の扱いについて甲乙協議の上、決定する。

・乙は、設備の撤去に際し、甲に対し、撤去に関する費用、その他の財産上の請求を行わないものとする。また、乙は、甲に対し、設備の買取請求も行わないものとする。

・乙は、契約期間の満了までに設備の撤去に要する費用を売電収益から積み立てる。乙の負担により設備の撤去を行わない場合、設備の撤去を目的として積み立てた費用の取扱いについては、甲乙で協議して決定する。

・契約期間満了の６か月前から契約期間満了時までに、本契約終了時の設備の扱いについて甲乙が協議し、合意内容に従って設備を取り扱うものとする。

・撤去した設備については、『太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン』の内容に従って適切に処理すること。なお、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこと。